

各種証明書の発行について

喜多方東高等学校 事務室
(令和2年3月3日改訂版)

1 証明事務手数料の徴収について

福島県証明事務手数料条例の施行に伴い、平成23年7月1日より、本校を卒業や退学した方へ証明書を交付する際に「証明事務手数料」を納付していただくこととなりました。

なお、在学生に発行する証明書については従来どおり無料で交付いたします。

2 手数料を徴収する証明書

手数料を徴収する証明書は以下のとおりです。

「卒業証明書、修了証明書、成績証明書、調査書、成績証明書または調査書の発行不能証明書など」

※成績証明書および調査書の発行可能期間は、次のとおりです。

- ・平成5年度以前に入学した方：卒業後20年間
- ・平成6年度以降に入学した方：卒業後5年間

上記年数を経過した成績証明書および調査書につきましては、成績等の証明の原本となる「生徒指導要録」を学校教育法施行規則第28条第2項の保存年限に基づき廃棄しているため発行することができませんので、ご了承ください。この場合は「発行不能に関する証明書」を発行することができます。

3 手数料の額および納付の方法

手数料の額は証明書1通につき300円です。なお、**福島県収入証紙**で納付いただきます。

4 申請の方法

証明書の交付申請は、学校休業日を除く毎日8時10分から16時40分まで本校事務室で受け付けております。原則として申請者ご本人が来校のうえ申請していただきます。

なお、申請者が遠隔地にお住まいであるなどやむを得ない理由により来校できない場合は、代理人による申請や郵便による申請を受け付けます。

申請時にご用意いただく書類は次のとおりです。証明書の発行には通常1週間程度かかりますので、余裕を持って申請をお願いします。

(※様式第1号「証明書交付申請書」は、令和2年4月1日から性別記載欄を廃止します)

(1) 本人が本校窓口で申請する場合

- ・証明書交付申請書
- ・本人であることを確認できる書類（運転免許証などの身分証明書）
- ・手数料分の福島県収入証紙

(2) 代理人が本校窓口で申請する場合

- ・証明書交付申請書
- ・代理人本人であることを確認できる書類（運転免許証などの身分証明書）
- ・委任状
- ・手数料分の福島県収入証紙

(3) 郵便で申請する場合

- ・証明書交付申請書
- ・本人であることを確認できる書類（運転免許証などの身分証明書）の写し
- ・返送用封筒（封筒に申請者の氏名・住所を記入し、郵便切手を貼付すること）
- ・手数料分の福島県収入証紙

※ 1 返送用封筒に貼付する郵便料金の目安は次のとおりです。(令和元年10月1日～)

卒業証明書、修了証明書	返送用封筒 (長形3号)	1～4通	5～8通
		84円	94円
成績証明書	返送用封筒 (角形2号)	1～3通	4～5通
		120円	140円
調査書	返送用封筒 (角形2号)	1～2通	3～4通
		120円	140円
速達や簡易書留を希望する方は、次の料金を加算してください。			
・速達 290円加算 ・簡易書留 320円加算			

※ 2 返送用封筒は卒業証明書または修了証明書のみ申請であれば定形(長形3号)の封筒を、それ以外の申請であれば角形2号などの定形外封筒をご用意ください。

※ 3 手数料分の福島県収入証紙は、下記6の福島県収入証紙売りさばき所で購入してください。購入が困難な場合は、本校事務室にご相談ください(電話0241-22-2161)。

注) 福島県収入証紙は「収入印紙」や「切手」では代替えできません。また、福島県以外の他県の収入証紙での申請はできませんので、ご注意ください。

※ 4 身分証明書とは、運転免許証、健康保険証、パスポート、住民基本台帳カード、顔写真付きの学生証や社員証などを指します。

郵便で申請し身分証明書の写しを添付する場合において、身分証明書の裏面等に住所の記載がある場合は、その裏面等の写しも必要です。また、身分証明書に記載の住所と証明書交付申請書に記入いただく住所は同じであることが必要です。

5 手数料の免除

一定の要件に該当する方は、申請により手数料が免除されます。

証明書交付申請の際に、免除申請書を提出してください。

申請により手数料が免除される方	免除申請に添付する書類
生活保護法第6条第1項に規定する被保護者	被保護者であることを賞する書類の写し
令和元年台風19号等による被災者	罹災証明書の写し

6 福島県収入証紙売りさばき所

福島県出納局のホームページでお近くの売りさばき所を確認してください。

(https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/55015a/urisabaki_jyo.html)

なお、本校の最寄りの売りさばき所は「喜多方警察署内 喜多方地区交通安全協会」です。

また、お近くに売りさばき所がない場合は、以下の売りさばき所で郵送による購入申し込みが可能です。購入する福島県収入証紙分の現金と、郵便切手を貼付した返信用封筒、メモ(購入する証紙の額、氏名、連絡先を明記したもの)を同封し、現金書留で申し込んでください。

売りさばき所名	福島県庁消費組合 県庁売店
住所	〒960-8065 福島県福島市杉妻町2-16
電話番号	024-522-0565

◆お問い合わせ先◆

福島県立喜多方東高等学校 事務室

電話0241-22-2161